【地方自治法新旧対照表】平成24年9月5日公布、平成25年3月1日施行

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| 第百条 | 第百条 |
| ④ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の <mark>調査研究に資するため必要な経費の一部</mark> として、その議会における会派又は議員に対し、 <u>政務調査費</u> を交付することができる。この場合において、当該 <u>政務調査費</u> の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。 | ④ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の 議員の調査研究 その他の活動 に資するため必要な経費の一部と して、その議会における会派又は議員に対し、 <u>政務活動費</u> を交付す ることができる。この場合において、当該 <u>政務活動費</u> の交付の対 象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができ る経費の範囲は、条例で定めなければならない。 |

【熊本市議会政務調査費の交付に関する条例新旧対照表】 平成 24 年 12 月 26 日公布、平成 25 年 3 月 1 日施行

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| (趣旨) | (趣旨) |
| 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100 | 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第10 |
| 条第14項及び第15項の規定に基づき、熊本市議会議員の <mark>調査</mark> | 0条第14項から第16項までの規定に基づき、熊本市議会議員 |
| 研究に資するため必要な経費の一部として、議員に対し政務調 | の <mark>調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部</mark> とし |
| 査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。 | て、議員に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定 |
| | めるものとする。 |